

日本ボーイスカウト福島連盟規約

総 則

(名称)

第1条 本連盟は「日本ボーイスカウト福島連盟（通称：ボーイスカウト福島連盟）＝Fukushima Council, Scout Association of Japan(Fukushima Scout Council, SAJ)」と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は事務所を福島県福島市黒岩字田部屋53番5号 福島県青少年会館内におく。

(構成)

第3条 本連盟は公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）に加盟登録をした福島県内のすべての団（以下「加盟団」という）によって組織される。

(目的)

第4条 本連盟は、日本連盟の定款及び教育規程に従い、福島県内のスカウト運動を推進し、同様の目的を有する、他の団体と友好関係を図ることを目的とする。

総 会

(開催と招集)

第5条 本連盟は、毎年度1回定期に年次総会を開催する。また必要に応じて理事会又は総会議員の3分の1以上の要求により、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、連盟長が招集する。

(開催通知)

第6条 総会招集の通知は、開催1週間以上前に総会議員が受領できるように送付しなければならない。

(構成)

第7条 総会は次の各号に掲げる議員をもって構成する。

(1)加盟員で加盟団を代表する者 各1人

(2)第37条に規定する本連盟役員

2 議長は、連盟長又はその指名を受けた者、あるいは総会の都度議員の中から選出する。

(議員の任期)

第8条 議員の内、加盟団を代表する議員の任期は、次回の総会議員が選出された時をもって終了する。

(成立と議決)

第9条 総会の定足数は議員の過半数（委任状を含む）とし、その議決は、出席者の多数決による。可否同数の時は議長がこれを決する。ただし、本連盟規約の制定及び改正は、その3分の2以上の同意を必要とする。

(議決の委任)

第10条 総会議員は、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって他の出席議員に議決を委任することができる。ただし、委任によって役員選出に関する議決に加わることはできない。

(承認事項)

第11条 次の事項は、年次総会の承認を受けるものとする。

- (1)前年度の事業報告及び決算に関すること。
- (2)当年度の事業計画及び予算に関すること。
- (3)役員を選任に関すること。
- (4)登録料の金額及び徴収方法に関すること。
- (5)本規約の制定及び改正に関すること。
- (6)その他重要事項に関すること。

(審議)

第12条 総会は、提出議案につき、これを審議する。

(議事)

第13条 総会の議事は、本規約に定めのある場合を除くほかは、日本連盟教育規程等による。

理事会

(設置と責務)

第14条 本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、本連盟の目的を達成するために、重要事項を協議決定し、本連盟の運営及び事業の執行にあたる。

(構成)

第15条 理事会の構成は、次のとおりである。

- (1)理事長
- (2)副理事長
- (3)地区代表理事
- (4)学識経験者理事
- (5)事務局長及び事務局員（幹事役として出席し、議決の数には加わらない）
- 2 連盟長、副連盟長、県連盟コミッショナー、県連盟副コミッショナー、ディレクター、理事でない各種委員会委員長並びに監事は、随時理事会に出席し、発言することができるが、議決に加わることはできない。

(主宰)

第16条 理事会は、理事長が主宰する。

(成立と議決)

第17条 理事会の定足数は過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数の時は理事長がこれを決する。ただし、総会に提出する連盟規約の改正に関する事項の議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(傍聴)

第18条 理事長は、必要に応じて本連盟加盟員のうち満18歳以上の者に、理事会を傍聴させることができる。

- 2 傍聴を希望する者は、事前に所属する地区代表理事を通して傍聴者名簿を提出しなければならない。
- 3 傍聴者は、傍聴する際、音声、画像、映像を記録するための機器を会場に持ち込むことはできない。

コミッショナー会議

(設置と責務)

第19条 本連盟にコミッショナー会議を置く。

- 2 コミッショナー会議は、本連盟内の本運動における教育面及び指導面での推進を図るため

に開催する。

(主宰)

第20条 コミッショナー会議は、県連盟コミッショナーが主宰する。

(構成)

第21条 コミッショナー会議の構成は、次のとおりである。

- (1) 県連盟コミッショナー
- (2) 県連盟副コミッショナー
- (3) 地区コミッショナー
- (4) 地区副コミッショナー

- 2 主宰者は、必要がある場合は、連盟長、副連盟長、理事長、副理事長、理事、ディレクターを会議に出席させ、発言を求めることができる。

(報告)

第22条 本会議の議事は、理事会に報告しなければならない。

名誉会議

(設置と責務)

第23条 本連盟に名誉会議を置く。

- 2 名誉会議は、理事会の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。
- 3 前項の表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項については、別にこれを定める。

(構成)

第24条 名誉会議の構成は、次のとおりである。

- (1) 県連盟コミッショナー
- (2) 名誉会議議員
- (3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない）

- 2 県連盟副コミッショナーは、必要に応じて名誉会議に出席し発言することができるが、議決に加わることはできない。

(主宰)

第25条 名誉会議は、県連盟コミッショナーが主宰する。

(成立と議決)

第26条 本会議の定足数は、過半数とし、その議決は多数決による。

(報告)

第27条 本会議の議決は、理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告事項については、その表彰まで他に口外してはならないものとする。

各種委員会

(設置)

第28条 理事会は、その下部機構として各種の運営委員会を設けることができる。

- 2 理事長は理事会に諮り、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第29条 運営委員会は次の3種とし、理事会の委任した事項を処理するためにこれを常設する。

- (1) 総務委員会
- (2) プログラム委員会
- (3) 指導者養成委員会

(運営委員会の目的、任務)

第30条 運営委員会の目的、部会、組織、任務は次のとおりとする。

(1) 総務委員会は、団組織の拡充と、情報提供による自治活動の活性化を促すことを目的として、組織は次のとおりとする。

① 組織拡充部会

- ・登録業務に関すること。
- ・スカウト募集のための有益な方策の提供に関すること。
- ・指導者確保のための有益な方策の提供に関すること。

② 広報部会

- ・つつじの定期発行（明確な発行日の設定と周知）に関すること。

(2) プログラム委員会は、隊活動に有効なプログラムの提供をし、運動の活性化を促すことを目的として、組織は次のとおりとする。

① 進歩部会

- ・基本原則を基にした部門別の適正なプログラムの提供に関すること。
- ・直接スカウトに施す全県的プログラム事業に関すること。
(訓練会、スカウトフォーラム等)

② 野営行事部会

- ・各種行事の企画運営に関すること。
(技能大会、ラリー等のイベント や式典など)
- ・各種野営大会に関すること。
(ジャンボリー、キャンポリーなどの準備委員会の設置)

③ 宗教部会

- ・宗教章講習会の開催に関すること。
(県連開催、地区開催時期の調整や教導職、講師等の確保と派遣)
- ・大会、行事などでの信仰儀礼の実施に関すること。
(主宰者依頼による教導職や講師等の確保と派遣)

④ 健康安全部会

- ・救急法講習会の開催に関すること。
(県連開催、地区開催時期の調整や主任講師の派遣、救急指導員補完講習会の開催)
- ・大会、行事などでの救護所の支援に関すること。
(主宰者依頼による適格者の確保と派遣)

(3) 指導者養成委員会は、成人指導者（隊指導者、団委員）への正しい運動理解の提供と研鑽の場を提供し、正しい運動の展開を図ることを目的として、組織は次のとおりとする。

- ・県主催の指導者養成機関の開設運営に関すること。
(定型訓練、定型外訓練、各種講習会の開設)
- ・各訓練への参加促進に関すること。
(ウッドバッジ研修所、ウッドバッジ実修所への入所促進)

(特別委員会)

第31条 特別委員会は、特定部門につき、理事会より委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

2 任務及び期間は、設置の都度、理事会が指示する。

(招集と構成)

第32条 運営委員会及び特別委員会は委員長が主宰し、随時開催する。

(議決の効力)

第33条 運営委員会及び特別委員会の議決は、特に、その決定の権限を理事会より委任された場合を除き、すべて理事会の議を経てその効力を生ずる。

トレーニングチーム

(設置及び責務)

第34条 本連盟にトレーニングチームを置く。

2 トレーニングチームは、本連盟の開設する訓練機関の運営及び訓練指導の実施を担当するとともに、指導者訓練に関する研究、資料の作成その他の作業を分担する。

3 トレーニングチームの構成、担当業務等は別に定める。

医師団

(設置)

第35条 本連盟は、医師団を組織することができる。

スカウトクラブ

(設置)

第36条 本連盟は、本運動の趣旨に賛同する者を対象として、県内にスカウトクラブを組織するよう努める。

役員

(役員の種類及び定員)

第37条 本連盟の役員は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 連盟長 | 1人 |
| (2) 副連盟長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1人 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事 | |
| ① 地区代表理事 | 各地区より2人 |
| ② 学識経験者理事 | 若干名 |
| (6) 県連盟コミッショナー | 1人 |
| (7) 県連盟副コミッショナー | 若干名 |
| (8) 名誉会議議員 | 若干名 |
| (9) 監事 | 2名 |

(連盟長)

第38条 連盟長は、理事会の発議により総会において推戴する。

2 連盟長は、本連盟地域内における本運動を代表し統理する。

3 任期は推戴の時から2年とし、再任を妨げない。

(副連盟長)

第39条 副連盟長は、必要に応じて、前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

2 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故ある時又は欠員の時、これを代理する。

(理事長)

第40条 理事長は、理事の互選により就任する。

2 理事長は、理事会の議長となり、本連盟を代表し総理する。

(副理事長)

第41条 副理事長は、必要に応じて理事の互選により就任する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、その事故ある時又は欠員の時、これを代理する。

(地区代表理事)

第42条 地区代表理事は、地区委員長を含み、地区総会において推薦された者2人が本連盟総会の確認を経て就任する。

2 地区代表理事は、当該地区を代表し、本連盟の運営に参画する。

3 任期は1年とし、再任を妨げない。

(学識経験者理事)

第43条 学識経験者理事は、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(県連盟コミッショナー)

第44条 県連盟コミッショナーは、理事会の議決を経て連盟長が推薦し、日本連盟コミッショナーが日本連盟理事長と協議して委嘱する。

2 任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。

3 県連盟コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。

(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。

(2) 本運動の経験及び知識を有すること。

(3) 本連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。

(4) コミッショナー実修所を修了した者、または就任後できるだけ速やかにコミッショナー実修所を修了できる者であること。

4 県連盟コミッショナーの担当する主な任務は次のとおりである。

(1) 県連盟コミッショナーは、本運動が日本連盟と本連盟の規定に従って展開するように努める。また、指導者に対して助言及び指導を行う。

(2) 県連盟コミッショナーは、理事会のもとで、スカウト教育についての純正な推進を図り、理事会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で本連盟を代表する。

(3) 県連盟コミッショナーは、県連盟副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担せるとともに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。

(4) 県連盟コミッショナーは、トレーニングチームを統括する。

(5) 県連盟コミッショナーは、本連盟内コミッショナー会議を主宰する。

(6) 県連盟コミッショナーは、別に定める本連盟の規程に基づき名誉会議を主宰する。

(県連盟副コミッショナー)

第45条 県連盟副コミッショナーは、必要に応じて県連盟コミッショナーの推薦により理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

2 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。

3 任期、推薦条件等は、県連盟コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー研修所を修了した者、または就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる者であること。

(名誉会議議員)

第46条 名誉会議議員は、総会においてその半数を選出し、残りの半数は連盟長、県連盟コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を経て、連盟長が委嘱する。

- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(監事)

第47条 監事は、本連盟の資金、経理及び事務内容を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げないが、他の役員を兼ねることはできない。

(役員選考委員会)

第48条 監事及び総会選出の名誉会議議員は、各地区ごとに選出された1人ずつの選考委員と、連盟長が指名した若干名（地区数を越えない）の選考委員をもって選考委員会を開き、候補者の推薦を行い、総会においてこれを選出する。

(役員の任期)

第49条 役員の任期は、コミッショナーを除き任期の最終年度の総会終了の時までとする。

- 2 役員が退任する時には、後任者が就任するまでの間、なお、その任務を行う。

(役員の補充及び増員)

第50条 地区代表理事に欠員が生じた時は、新任の地区代表理事については理事会の議を経て、理事としての就任を確定する。

- 2 コミッショナーを除く前項以外の役員にあつては、次の総会において、これを補充する。
- 3 補充又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉役員)

第51条 本連盟は、顧問、相談役及び参与を理事会の議を経ておくことができる。

- 2 任期は3年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第52条 運営委員会及び特別委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 運営委員会の委員長は、理事の中から選任することを原則とする。
- 3 特別委員会の委員長は、特別に事情のある時は、理事以外からこれを委嘱することができる。

(委員)

第53条 運営委員会の委員は、委員会または部会ごと、各地区から1人ずつ選出された者及び必要に応じて理事会の承認を得た者について理事長が委嘱し、重任を妨げない。

- 2 特別委員会の委員は、当該委員長と理事長との合議のうえ、理事長が委嘱する。

(委員長及び委員の任期)

第54条 運営委員会の委員長及び委員の任期は1年とし再任を妨げない。

- 2 特別委員会の委員長及び委員の任期は、その都度これを決定する。
- 3 補充又は増員による委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

技能章考査員

(技能章考査員)

第55条 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のから、理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

- 2 技能章考査員の委嘱に関する詳細については、別に定める。

技能章指導員

(技能章指導員)

第56条 技能章指導員は、プログラムの特定の部門について専門的知識を有し、課目を通してスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の議を経て、地区委員長が委

嘱する。

- 2 技能章指導員の委嘱に関する詳細については、別に定める。

事務局

(設置)

第57条 本連盟は、業務の執行機関として事務局を設ける。

- 2 事務局の業務は、理事会の議定のもとに執行される。
- 3 事務局には、事務局長のほか、必要な職員をおくことができる。

(任免及び任期)

第58条 事務局職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得なければならない。

(事務局長)

第59条 事務局長の任務は次のとおりである。

- (1) 理事会の議定のもとに本連盟の事務を執行する。
 - (2) 理事会及び名誉会議の開催準備をする。
 - (3) 事務局の長として、事務局の運営、管理の責に任ずるとともに、事務局職員の監督指導を行う。
- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(給与)

第60条 事務局長及び事務局職員は、理事会の議を経て、有給とすることができる。

資金・経理

(資金の管理)

第61条 本連盟の資金及び経理は、理事会の議決に従い運営され、かつ、管理されなければならない。

(資金の充足)

第62条 本連盟の資金は次に掲げるものによる。

- (1) 登録料
- (2) 寄付金
- (3) その他

(登録料)

第63条 登録料は日本連盟登録料と併せて、当該年度ごとに登録申請時の年額を納入する。

ただし、新規登録に限り、9月1日以降3月31日までに申請する者についてはその半額とする。

- 2 登録料の金額は、理事会の議を経て総会でこれを決定する。
- 3 既納の登録料は、これを返還しない。

(会計年度)

第64条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(監査)

第65条 本連盟の決算は、監事の監査を受け、年次総会に報告しその承認を受けなければならない。

地区

(設置)

第66条 地理的条件、地域の実情、加盟団の状況等を勘案し、本連盟の運営を円滑にするために、地区を設ける。

(区分)

第67条 地区の区分及び名称は、理事会の議を経て総会で承認を受ける。

(構成)

第68条 地区は、加盟登録を受けた地区内のすべての加盟団によって構成される。

(組織・運営・役員等)

第69条 地区の組織・運営・役員等の詳細は、別にこれを定める。

改正

(改正)

第70条 本規約の改正は、総会において出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 なお、本規約の改正は、日本連盟に届け出るものとする。

その他

(その他)

第71条 この規約に定めのある場合を除き、本連盟の運営はすべて日本連盟教育規程及びその細則の示すところによる。

付則

- 1 本規約は平成22年4月18日から施行する。
- 2 本規約は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程の制定に伴い、改めて制定したことから、昭和45年2月22日制定の日本ボーイスカウト福島連盟規約は廃止する。
- 3 本規約の施行の際、現に廃止前の日本ボーイスカウト福島連盟規約（以下「旧規約」という）の各条項の規定により就任・委嘱された役員は、本規約の各条項の規定により就任・委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は旧規約の規定による任期の残任期とする。
- 4 本規約の施行により、新たに就任・委嘱された役員の任期は、本規約の各条項の規定に関わらず、前項の規定による役員の任期と同期間とする。